

地方独立行政法人徳島県鳴門病院「中期計画(案)」

＜中期計画の期間＞

平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間とする。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 診療事業

県北部をはじめ香川県東部や兵庫県淡路島地域の中核的病院として、地域の医療機関と連携し、救急医療をはじめとする政策医療、住民の健康の維持及び増進など地域住民が必要とする総合的チーム医療を促進する。そのためにも診療部門や医療スタッフの質の充実に努めるなど、急性期医療や専門医療の水準の向上を目指す。

(1) 質の高い医療の提供

ア 優秀な医療従事者の確保

- ・大学や医療系専修学校、関係団体等との連携強化を図り、優秀な医療従事者の確保に努める。

イ 最適で確実な医療の提供

- ・標準治療、科学的根拠に基づいた医療の実践を推進する。
- ・各種診療ガイドライン等に基づくクリティカルパスの作成・活用や定期的な検証により、医療の質の改善・向上を図る。

ウ 医療安全対策の徹底

- ・インシデント・アクシデントレポートの収集及び分析により、リスク回避方策を検討するとともに、効果の評価を行う。
- ・研修会や院内広報などにより、医療安全対策の情報の共有化を図り、職員の意識向上に努める。
- ・医薬品安全管理の手順書を作成し、医療安全の徹底を図る。
- ・薬剤師による入院患者の服薬管理指導を積極的に実施する。
- ・院内感染防止対策を徹底するため、感染防止訓練や研修会を実施するとともに、院内感染防止マニュアルの周知徹底等に努める。

(2) 患者・住民サービスの向上

ア 院内環境の快適性向上

- ・病室や診察室において、患者等のプライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努める。
- ・病院利用者に快適な環境を提供するため、院内清掃の徹底を図る。
- ・治療効果を高めつつ、患者の嗜好に配慮した選択メニューの充実等を図り、病院給食の改善に努める。
- ・医療費のカード決済方式を導入し、患者等の利便性の向上を図る。

イ 外来診療、検査、会計等での待ち時間の短縮

- ・受付業務の円滑化を図るとともに、患者等のスムーズな案内に努める。
- ・検査機器等の効率的な稼働により、検査等待ち時間の改善を促進する。

ウ 個人情報の保護

- ・徳島県個人情報保護条例に基づき、各種個人情報を適正に管理するとともに、患者本人からの開示請求手続きに対して適切に対応する。

エ 医療に関する相談体制

- ・患者相談室におけるサービス向上など、患者相談体制の充実強化に努める。
- ・患者の視点に立った医療提供に努めるとともに、医療行為時のインフォームド・コンセントの徹底を図る。

オ 来院者の意見反映

- ・来院者のニーズにきめ細かく対応できるよう、ご意見箱の設置等を行うとともに、接遇マニュアルの作成等により職員の接遇向上を促進する。

(3) 地域の医療機関との連携

ア 地域医療支援病院としての機能強化

- ・地域の医療機関との役割分担の明確化に努めるとともに、「病・病連携」や「病・診連携」の強化を促進し、「紹介率」及び「逆紹介率」の向上を図る。

イ 地域連携クリティカルパスの整備普及

- ・がんや生活習慣病等の地域連携クリティカルパスの整備普及に努め、医療連携を促進する。
- ・急性心筋梗塞や脳卒中、大腿骨頸部骨折等のパスや新たに作成されたパスの有効性を検証し、改善・充実を図る。

ウ 退院後の療養等への支援

- ・継続した療養のための退院調整機能の強化を促進する。
- ・地域の介護・福祉機関との協力体制の充実を図り、患者のケアの連続性を重視した医療連携を推進する。
- ・電子カルテシステムを活用した医療連携システムを導入し、「かかりつけ医」との連携強化を促進する。

(4) 救急医療の強化

- ・全診療科の協力体制を構築し、2次救急における受入体制の強化に努めるとともに、24時間稼働の各種検査体制を構築する。
- ・1次救急医療機関や地元医師会、消防機関との連携体制の強化を推進する。

【年間救急患者受入件数】

23年度実績値 6,225人 → 平成28年度目標値 6,400人

(5) がん医療の充実

- ・MRI(3.0T)の導入等により、早期発見や早期治療を推進する。
- ・がん診療連携推進病院として機能強化に努めるとともに、がん診療連携拠点病院との連携強化を促進する。
- ・専門の医療従事者の養成に努めるとともに、がん領域認定看護師の患者相談支援への活用や外来化学療法室の体制強化を促進する。
- ・医師、看護師及び薬剤師等による緩和ケア医療を推進する。

(6) 生活習慣病に対する医療の促進

- ・生活習慣病の発症予防や再発防止を目的とした患者支援システムを構築するとともに、健康管理センターの機能強化に努める。

(7) 産科医療や小児医療の充実

- ・産科及び小児科の診療体制の充実に努めるとともに、他の診療科による支援体制を強化する。
- ・助産師外来・母乳外来等助産師による活動を促進する。

2 地域支援事業

(1) 地域医療への支援

ア 医療機器の共同利用

- ・地域の医療機関との連携を強化し、高度医療機器の共同利用を促進する。

【高度医療機器共同利用件数】

23年度実績値 1,299件 → 平成28年度目標値 1,400件

イ 地域住民の健康に対する啓発

- ・地元医師会や地元行政機関との共同により、セミナー等を実施するとともに、広報誌やホームページ等により、地域住民の健康に対する啓発に努める。

ウ 訪問看護ステーション及び居宅介護支援センター

- ・地域の医療機関との連携を強化し、訪問看護ステーションや居宅介護支援センターにおける支援活動の質の向上に努める。

(2) 地域への社会的貢献

- ・地域住民への公開講座やセミナー等を実施するとともに、地元医師会や地域住民等が開催するセミナー等に対し要請に応じて講師派遣を行うなど、社会的貢献に努める。

3 災害時における医療救護

(1) 医療救護活動の拠点機能

- ・災害発生時の院内組織体制を強化するとともに、医薬品等の備蓄など傷病者の受入体制を構築する。
- ・災害拠点病院として、地域の医療機関や他の災害拠点病院との連携強化を図るとともに、院内における災害医療訓練の実施等に努める。
- ・新型インフルエンザ等の感染症対策の強化に努める。

(2) 他地域における医療救護への協力

- ・災害派遣医療チーム(DMAT)の技能向上を図り、各種研修等への参加を推進するとともに、大規模災害発生時には常時出動可能な体制に努める。
- ・国や自治体実施する広域災害医療訓練への参加を促進する。

4 教育研修事業

(1) 質の高い医師の養成

ア 専門的な教育や研修の充実

- ・高度な医療を提供できる医師の養成のため、先進病院や医療に関する学会等での教育研修への参加を推進するとともに、専門医における資格等の取得を促進する。

イ 臨床研修医の確保

- ・特色ある臨床研修プログラムの設定に努めるとともに、徳島県臨床研修連絡協議会への参加を促進し、臨床研修医の確保を図る。
- ・研修指導医の養成を促進し、研修体制の強化に努める。

(2) 看護師等に対する教育

- ・高度専門看護の水準の向上を図るため、継続教育体制の充実に努めるとともに、専門性の高い資格・認定（認定看護師等）の取得を推進する。
- ・新人看護師卒後臨床研修の充実を図り、看護体制の充実強化に努める。
- ・薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師等のコメディカルについて、専門性の向上に向け、研修制度の充実強化に努める。

(3) 看護専門学校の充実強化

ア 教員の計画的な養成

- ・臨床経験豊富な看護教員の養成に努め、研修等への受講を推進する。

イ 優秀な看護学生の確保

- ・高等学校等との連携強化を図り、優秀な看護学生の確保に努める。
- ・病院機能との一体的運営であることの利点を活かし、教育内容の向上を図るとともに、鳴門病院をはじめ県内の医療機関への就職を促進する。

5 調査研究事業

(1) 調査及び臨床研究の実施

- ・県内の医療水準の向上のため、先端医療等について研究・研修を行うとともに、各種疾患の疫学統計調査や臨床研究を実施する。
- ・大学等の研究機関や企業との共同研究を積極的に行い、治験や調査研究事業への積極的な参画を推進する。

(2) 診療等の情報の活用

- ・個人情報保護を原則として、蓄積された各種医療データを分析し、医療従事者の総合的なレベルアップを図るとともに、地域の医療水準の向上に努める。

(3) 保健情報及び医療情報の提供

- ・専門的な医療情報や各種調査結果等について、広報誌やホームページ等により情報提供する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制

自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を活かし、業務運営の改善および効率化に努める。

(1) 効果的な組織体制の確立

- ・中期計画及び年度計画を達成するため、理事長のリーダーシップによる効率的で効果的な業務執行体制を構築する。
- ・病院機能及び看護学校機能の充実に努めるとともに、経営改善に一層柔軟に取り組むことができる組織体制を確立する。

(2) 診療体制、人員配置の弾力的運用

- ・医療需要の変化に柔軟に対応するため、医師や看護師等の弾力的な配置に努めるとともに、医師事務作業補助者や看護補助者の活用を推進する。

(3) 人事評価システムの構築

- ・職員の業績や能力、経験や職責などを反映した公正で客観的な人事評価制度を構築し、適正な評価による給与制度の運用に努める。

(4) 事務職員の専門性の向上

- ・病院経営や診療報酬業務等の専門研修への参加を推進し、事務職員の専門性の向上に努める。
- ・診療情報管理士等の専門職種の取得等を促進する。

2 業務運営方法

(1) 多様な契約方法の導入

- ・競争入札による透明性や公平性の確保に努めるとともに、複数年契約等の多様な契約方法を導入するなど、費用の節減や事務の簡素化を図る。

(2) 収入の確保

ア 収益力の強化

- ・病床利用率の向上を努めるとともに、高度医療機器の効率的運用等により、医業収益の強化を図る。

【年間入院延患者数】

23年度実績値 85,508人 → 平成28年度目標値 88,000人

【年間外来延患者数】

23年度実績値 115,363人 → 平成28年度目標値 117,000人

【許可病床利用率】

23年度実績値 76.1% → 平成28年度目標値 78%以上

【平均在院日数】

23年度実績値 15.9日 → 平成28年度目標値 13日以内

イ 未収金の発生防止等

- ・診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止及び早期回収に努める。

(3) 費用の抑制

- ・他病院の契約単価等の調査を行うなど医薬品や診療材料費の節減に努めるとともに、在庫管理の徹底を図る。

第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

<目標>

- ・ 経常収支比率の目標 (最終年度までに100%以上を達成)
23年度実績値 98.8% → 平成28年度目標値 100%以上
 - ・ 職員給与費対医業収益比率 (低減)
24年度見込み 61.4% → 平成28年度目標値 61.2%以下
- ※職員給与費は病院事業関係職員分とする。

1 予算 (平成25年度～平成28年度)

(単位：百万円)

区 分		金 額
収入		
収入	営業収益	25,548
	医業収益	25,548
	その他医業収益	0
	営業外収益	1,345
	運営費負担金収益	400
	その他営業外収益	945
	資本収入	6,400
	短期借入金	3,600
	その他資本収入	2,800
	その他の収入	0
計	33,293	
支出		
支出	営業費用	24,929
	医業費用	24,889
	給与費	15,321
	材料費	5,500
	経費	3,892
	研究研修費	176
	一般管理費	40
	営業外費用	0
	資本支出	5,002
	建設改良費	1,402
	その他資本支出	3,600
	その他の支出	0
	計	29,931

(注) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

予 算：地方独立行政法人の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、
県の予算会計に該当するもの

<人件費の見積り>

中期目標期間中の総額を『15,345百万円』とする。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費、
及び退職手当の額に相当するものである。

2 収支計画（平成25年度～平成28年度）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収益の部		
営業収益		25,898
医業収益		23,524
その他医業収益		2,024
資産見返負債戻入		230
補助金収益		120
営業外収益		822
運営費負担金収益		400
その他営業外収益		422
臨時利益		2,800
計		29,520
費用の部		
営業費用		26,314
医業費用		26,274
給与費		16,121
材料費		5,500
経費		3,576
減価償却費		901
研究研修費		176
一般管理費		40
営業外費用		116
臨時損失		2,820
計		29,250
純利益		270
目的積立金取崩額		0
総利益		270

（注）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

収支計画：地方独立行政法人の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの

3 資金計画（平成25年度～平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	
業務活動による収入	26,490
診療業務による収入	25,548
運営費負担金による収入	400
その他の業務活動による収入	542
投資活動による収入	403
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	403
財務活動による収入	6,400
短期借入による収入	3,600
その他の財務活動による収入	2,800
前事業年度からの繰越金	0
計	33,293
資金支出	
業務活動による支出	24,929
給与費支出	15,321
材料費支出	5,500
その他の業務活動による支出	4,108
投資活動による支出	1,402
有形固定資産の取得による支出	902
無形固定資産の取得による支出	500
財務活動による支出	3,600
短期借入金の返済による支出	3,600
その他の財務活動による支出	0
翌事業年度への繰越金	3,362
計	33,293

（注）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

資金計画：地方独立行政法人の業務運営上の資金収入・資金支出、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの

第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額
900百万円
- 2 想定される事由
 - ・賞与の支給等、資金不足が生じた場合の対応
 - ・偶発的な出費増への対応

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画

予定なし（7千万円以上の不動産（土地2万㎡以上）等）

第6 剰余金の使途

- ・病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入
- ・人材育成及び能力開発の充実等

第7 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項及び第85条第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額(以下「算定額」という。)とする。
- (2) 労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付の対象となる医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院理事長(以下「理事長」という。)が徳島労働局長と協議して定めた額とする。
- (3) 医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、算定額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。
- (4) 使用料の額の算定が(1)から(3)の規定により難しい場合の使用料の額は、(1)から(3)の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。
- (5) (1)から(4)以外のものについては、別に理事長が定める額とする。

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる

第8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する事項

施設及び設備の適切な維持補修に努めるとともに、医療機器においては、医療技術の進展や医療需要、費用対効果等を総合的に勘案し計画的な整備に努める。

2 職員の就労環境の向上

(1) 良好な職場環境づくり

- ・院内広報の促進等により職員間のコミュニケーションを図るとともに、メンタルヘルス対策の充実を推進する。

(2) 就労環境の整備

- ・職員の専門的能力を十分に活用し、効果的な業務運営を行うため、職員の事情に応じて、その能力を発揮できるような柔軟な勤務形態に努める。
- ・勤務時間の設定や時間外勤務時間の縮減など、適切な労働時間の管理に努める。
- ・定期健康診断の受診を促進するなど、職員の健康管理対策の充実に努める。
- ・院内保育所の設置など、育児支援制度の充実を図るとともに、看護師の7対1体制の維持に努める。

3 積立金の処分に関する計画

予定なし

